

## 平成28年度第4回国立市男女平等推進市民委員会議事要旨

1. 日時：平成28年12月14日（水）18：00～20：00

2. 場所：国立市役所1階東臨時事務室

3. 出席者：委員7名 欠席3名

出席：越智委員、至田委員、高橋委員、中島委員、宮原委員、ムン委員、吉井委員  
事務局4名

4. 議事

（仮称）男女平等・男女共同参画推進条例案の検討

5. 意見要旨

○事務局：はじめに、前回の意見をふまえて訂正した点について説明をしたい。

まず、条例前文については「性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会慣行等は今なお存在する」の後を読点で切って一文を短かくした。制定目的は、「市、市民、事業者等」の後に「教育関係者」の責務を新たに追加した。基本理念も同じく「市、市民、事業者等」の後に「教育関係者」を追加した。用語の定義も、同じく「教育関係者」を新たに追加し、説明の文言についても追記した。

また、「性的指向」の用語定義の説明文に、異性愛、同性愛、両性愛に加えて「並びにいずれも対象としない無性愛等がある」を追加した。「性自認」の用語定義の説明文に「あるいはそのどちらでもないか」を追加した。

条例の名称については、国立市を「くにたち」と平仮名で表記する案を追加した。

行政の責務については、(1)の「積極的改善措置を含む」という文言を削除して、基本的施策のなかの1つに積極的改善措置を組み込むことにした。市民の責務については、「実現」よりも「推進」のほうが適切であるという意見から、事務局で文言を見直して「男女平等参画の推進に努めるものとする」とした。

教育関係者の責務は、今回新たに追加した部分であるため、本日の委員会で積極的に意見交換をしていただきたいところである。最後に、事業者等の責務は、セクシュアル・ハラスメントを初めとする男女平等参画の阻害要因に事業者がなり得ることが多いという意見をふまえ、より中心となって推進にかかわっていただくため、「積極的」の文言を追加した。前回の振り返りは以上になる。

○委員：市民の責務について、男女平等参画社会の実現が最終的な到達点だと考え、その実現のため市が推進している施策に市民は協力するということであるなら、「実現」という言葉を削除するのは賛成しない。

○事務局：そのような意見もあると思う。実現に至るまでのプロセスが推進という理解でよいかと思う。

○委員：実現はシンボリックなイメージがして、どちらかという推進のほうが強力に行っている印象がある。

○委員：私も、到達点の実現なので、それを推進する行政に協力することが市民の責務だと理解している。それが最終的には男女平等参画社会を目指すことになるのではないか。

○委員：実現という言葉自体は前文に書いてある。再度強調するために入れるのも一案だが、実現は遠いゴールのイメージで、推進は今出来ることを進めるイメージがある。

○事務局：市民の責務ではなく、行政の責務のなかに「実現」の文言を入れることもできる。例えば、行政の責務に「男女平等参画を実現するにあたり」と実現という言葉を入れて定義することはどうか。

○委員：実現の言葉を入れるのは賛成であり、さらに積極的な言葉を使いたい。例えば、「市民、教育関係者、事業者等は、市が実施する男女平等参画施策に協力し、その実現に寄与しなければならない」を提案する。男女共同

参画基本法には、国民の責務を明記しているもので、協力ではないと思う。「協力するよう努めるものとする」では先へ進まないと思う。事業者も、教育関係者も同様であると考え。

○委員：どの程度強く書くかというところに、国立市の特徴があらわれるのかもしれない。

○委員：強く定義すると、市民からは相当な反発を受けるかもしれない。

○委員：他の自治体の条例を見ても「協力するよう」と規定することが多く、確かに非常に厳しいことを言っていると思う。ただ、施策の制定については、市町村は努力義務であり、国民の責務はないようだ。

○委員：やはり市民に強い義務を求めるのは異論がある。「実現に寄与するよう努力するべきである」や「努めるべき」等がよいと考える。「しなければならぬ」はプレッシャーを感じさせると思う。

○委員：理念条例には強制力がないため、市民が自主的に協力するように促す、わかりやすい具体性のある文言を使った方がいい。推進は非常に抽象的だが、実現は具体的な感じがする。

○委員：努力が奨励されているような「協力し、ともにその実現を目指すよう努めるものとする」等は、前向きな感じがすると思う。

○委員：「協力し」なら賛成だ。強制力がないだけに、多少強い文言を使ってもいいのではないだろうか。

○委員：罰則規定を設けない類の条例は実行力に限界があるため、明るい印象を求める方向性がいいと思う。

○事務局：それでは、ここから「禁止事項及び公表される情報への配慮等」の内容について説明をしたい。事務局提案として、(1)「何人も、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント、性的指向及び性自認を起因とする差別的取扱いその他の性別に起因するいかなる人権侵害を行ってはならない。」と(2)「何人も、情報の発信に当たっては、前項に規定する人権侵害又は固定的な役割分担の意識を助長し、又は是認させる表現を用いないよう配慮しなければならない。」と定義している。

続いて、基本的施策に何を入れるべきかについて検討したい。条例の構成としては、第1章の総則、第2章の基本的施策、第3章の推進体制、そして第4章の雑則という体制が基本的である。第1章の総則には、条例の目的、用語定義、基本理念や責務、禁止事項が含まれる。第2章は、今後市がどのような施策を基本に推進していくかを定める基本的施策についてである。本日はこの基本的施策にどのような項目を入れるかのみ検討したい。項目を検討した後、次回、その具体的な文案について検討したい。検討にあたっては、基本理念の7項目にある「暴力の根絶、個性の尊重、政策等の立案及び決定への参画、活動の調和、教育活動における取組、性と生殖に関する健康と権利、国際的協調」の実現を図るために、どのような手段が必要かということを考えて議論いただきたい。事務局提案として、(1)計画の策定、(2)普及広報、(3)調査研究、(4)積極的改善措置、(5)活動への支援、(6)災害・復興対策、(7)拠点施設の7つを挙げている。

○委員：(7)拠点施設について、「拠点施設の整備を行う必要性について明記する」は、待機児童等の施設を充実するという含みがあるのか。

○事務局：この条例で指す拠点施設とは、一般的に男女平等参画センターと呼ばれる、市民活動の場及び相談機能を有しているところを想定している。

○委員：課題となっている待機児童やDV被害者の駆け込み先となるような拠点とは関係ないのか。

○事務局：DVは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律のなかで、そのような施設を整備することが明記されている。待機児童については今回の条例では想定していない。今回の拠点施設は、条例に定める男女平等参画社会を推進していくための拠点施設としてご理解いただきたい。

○委員：(2)普及啓発について、定期的に刊行物等が出るといいのではないかと。地域で活動を頑張っている市民等が登場すると、より活動に親しみを感じてくれるのではないかと。

○委員：若い方は、行政が発行する広報紙等はほとんど見ないと思うので参加もできない。SNS等をうまく使うと若い方たちには発信力があると思う。SNSは問題もあると思うが、行政側の広報に関しては工夫が必要だと感じている。先日、市がLGBTについてイラストで説明した啓発パンフレットを作っていることを知ったが、

活字だけでなく絵やイラスト等の目に見えるもので若者に発信してほしい。

○委員：(1) 計画の策定について、この条例と「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の区別がつかない。施策の内容自体は「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」と一緒なので理解しにくい。

○委員：この条例は、市全体が一体となった男女平等参画社会の実現を目指している。条例の文言で「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の策定を規定することによって、市として必ず策定せねばならないものになる。条例が市を後押しして、逆戻りさせないという力があるのではないだろうか。市が計画を策定するだけでは明らかに違うものだと理解している。

○委員：広報活動は今の時代とても大事だと思う。例えばSNS等は更新することが容易であるので、更新したのを見て、国立市が今新しく何をしているのかわかる。

○委員：広報が不要だと思わないが、女性が参画の必要に迫られている社会の現状を解決するための条例であるはずだと思う。具体的に、女性が参画できるようにするための条例ではないか。

○事務局：いただいたご意見をもとに、事務局の方で基本的施策に何を組み込むべきか再度検討し、次回改めて提案させていただく。

○委員：戻って、「禁止事項及び公表される情報への配慮等」だが、この2項目でいいだろうか。他の自治体によっては、根源的などころに踏み込んだ言い方になっているが。

○委員：2つに分ける案に賛成だ。分けたほうがいいと思うが、「配慮する」よりももう少し強い文言のほうがいいと思う。また、発信は「発信・流通」のほうがいい。

○委員：「発信」は、責任を持ってやらなければならない側面があるので、配慮より強い言葉でもいいだろう。

○委員：「配慮」という言葉には非常に深い意味があるので、配慮という言葉を入れなければならないと思う。

○委員：「配慮」なのか「留意」なのか迷うところかもしれない。

○事務局：今、検討いただいている禁止事項に対応する内容として、次の「苦情の申し立て」についても説明したい。事務局提案では(1)「市民等は市が関与する男女平等参画の推進に関する施策又は男女平等参画の推進を阻害すると認められる事項に関する苦情又は相談があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。」(2)「市長は、前項に規定する苦情等の申出に対し、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。」(3)「苦情等の申出に関して必要な事項は、市長が別に定める。」の3点の規定を提案している。どこに苦情を申し立てるか、誰が対応するか、また苦情の内容はどこまで含むのかが論点になる。国立市では、平成29年4月に総合オンブズマン制度を設置予定だが、どのような内容をオンブズマン事務局が対応して、どのような内容がこの条例で対応できるのかについて決めておく必要がある。

○事務局：補足になるが、当市のオンブズマン制度は、私人間、個人の関係調整には入らないこととしている。特に家庭内やDV、セクハラ等に関してどの程度の実効性を保てるかは議論の余地があるので、広くご検討いただきたい。

○委員：オンブズマンは、市に対して第三者的な立場を取る人という位置づけになるのか。

○事務局：そのように理解している。

○委員：オンブズマンとオンブズパーソンは違うものなのか。

○事務局：呼び名は違うが、内容としては同じものになる。

○委員：オンブズパーソンというのは、福祉サービスを受ける人たちのための苦情処理機関ではないのか。

○事務局：自治体によって福祉分野に限定していることもある。国立市のオンブズマン制度は、市の行政施策全般と子どもの人権の両方を一つの制度の中で対象としている。

○委員：では、ここにいるすべての人というのが対象になるのか。

○事務局：そのようになるが、市の行政に関する全般的な苦情を受けつけるということでご理解願いたい。

○委員：オンブズマン制度では、男女平等参画の知識のある方が対応してくれるのか懸念される。

○事務局：基本的に市がオンブズマンに任命する方は弁護士や大学の教職の方等を想定しているので、男女平等参画分野の内容についても対応できると考えている。この議論に関しては、国立市のオンブズマン制度がどういったものかをご理解いただくことが重要だと思うので、今回はこの条例案の資料を用意して改めて説明させていただきたい。